

(日弁連が司法制度改革審議会に提出した資料の仮訳文)

検討会
出向機関

1999-2000年 動態評定表 2001年度昇進表への推薦要項

姓： 夫の姓：
通常用いる姓： 名：
家族状況：
就事する法院： 法院名：

司法官の活動についての記述

(司法官による記載に完全に評価者が同意しない場合にのみ、評価者が記入すること)

本文書は、検討会員、開示または相談によって記入されるもので、各項目に分かれ、最後に一般的な評語が書き込まれる。

それぞれの項目について、文書による評価と、表によって示される評価を行なうものとする。
以下、いくつかの項目について説明を行なう。

各欄には、共通部がある。これは全司法官を対象に記入可能な限りではない。「憲法なし」という欄は、ごく例外的な場合（ごく最近異動があった場合、監察官等に該当な欄がない場合）にのみ用いられるものである。

西一から、①において、「開示または相談に応じて」という記載がなされている欄は該当項目は、その項目が、すでに明らかにされた、判決者が行使する権限または職務に対する場合にのみ記入される。

I-1 一般的な職業能力

判断力：通常の審査期間を経て、中だねられた結果を解説し、その種類に適する手段を講じ、または、事件についての詳所をなす司法官の能力である。

識見・気質能力：この基準は、特に、その種類の進行における、他人とりわけ裁判官等に対する、社会性、社會力および敬意の払い方を含む。

厳しい状況に対する應用力：この基準により、特に、司法官の配置換え、その任務の複数または専門性上の変化、立候補または手順の煩雑、新しい技術、予想しない状況などに備わる能力を評価することができます。

I-2 法律上および技術上の職業能力

法律知識を活用する能力：この基準により、事實上および法律上の情況を分析・評価する能力、適切な法律論によって問題を解決する能力を評価することができます。

複数における元老の指導能力：これは口頭での指示能力：この項目により、幹部かつ年長に就任し、事件の様々な侧面を明らかにし、行動を指揮し、適切に介入をする能力を示すことができる。

会議の指導能力：この基準は、特に、中央銀行、出向地または裁判所において行なわれる、評議会的性質の会議に適用される。

一件起訴の作成・指導力：この項目は、一件起訴を作成するよう求められている裁判官および検察官に適用され、一件起訴を、明確に、簡潔的に、使いやすいように作成する能力を対象とする。

I-3 業務能力および生産能力

個々の技能を發揮し、或、裁判所を主導する能力：この項目により、問題を解決または必要な場合に問題を解決して主導に発する業務を行なう。司法官の能力を評価することができる。

監視を実行し、必要な人材や手段を決定する能力：この項目は、特に、行政上の責任を負い、または、これを負う可能性のある司法官に適用する。

II. 職業上の経験

当事者の経験と経歴：この項目によると、司法官が過去の経験で担当した事件を、質的および量的に把握する能力を評価することができるはずである。

知識の活用と向上：この項目は、職業教育が必要な場合において、司法官がその知識または作業方法を活用または向上するために行った行動または行動を評価することを目的とする。

他の機関との組織上の関係：この項目は、司法官が、その業務あるいは種類に応じて、裁判所幹事者、警視、税兵、行政機関、地方公共団体、非営利団体、福祉サービス団体などとの間に有する組織上の関係の質についての評価を対象とする。

I 一般的、法律的および技術的な職業能力に関する文章による評価

I-A 一般的な職業能力

	秀法	優	良	可	不可	備考
決断力						
長短および判断力						
精神力および自信心						
責任感						
忍耐・交流能力						
進取の精神						
新しい状況に対する応応力						

I-B 法律上および技術上の職業能力

	秀法	優	良	可	不可	備考
法律の知識の正確性と多様性						
法律の知識を活用する能力						
統合力						
文章表現能力						
その職務または権限に応じて：						
会社における弁護の指導能力または会議での導き能力						
会議の指導能力						
一時記録の作成・指導力						
該職が行なわれる分野の社会経済情勢についての知識						

II 部署能力および生産能力に関する文書による評価

	秀逸	優	良	可	不可	備考
業務の遂行における整理能力 その順序または構造に応じて、個々の訴訟を把握し、控・裁判所を主導する能力						
組織を作成する能力						
管理能力（金銭、不動産、経営等）						
目標を原定し、必要な人や物的手段を決定する能力						

III 職業上の職務に関する文書による評価

	秀逸	優	良	可	不可	備考
職務に対する柔軟性と忍耐心						
仕事の能率と効率						
裁判所の一般的な運営と活動への関心と参画						
知識の活用と向上						
裁判所書記職への関与と公務員との關係						
司法官との職業上の關係						
他の機關との職業上の關係						
部、裁判所または司法機関を代表する能力						

一般的評価：

(特に、教育の必要性と司法官が資格を有しているを義務について)

作成者
身分：

姓：
署名：

名：

仮異進通知

(司法官の前に異議がない場合には、この異進は最終的なものと考えられる)

確認者：

關係司法官のサイン：

もしあれば關係司法官の異議：

終了の補充的評価

(異議ある場合)

姓・名：
日付とサイン：

最終的異進通知

確認者：

關係司法官のサイン：

司法官は、本異進確定の日から以下の期間である旨を通知される。
一平成を経て異進委員会に異議を提起するにつき 1.5 日
二コンセイユ・デクに申請をなすにつき 2 ヶ月
異進委員会への異議申立の提出は、申請期間を停止させる効力をもつ。